

議案第106号

飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月7日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく期末手当の期別支給割合の改定に伴う改正

## 飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例(平成16年飛驒市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の237.5」に改める。

第2条 飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の237.5」を「100分の232.5」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(第1条) 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては<u>100分の237.5</u>を乗じて得た額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>

(第2条) 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の237.5</u>を乗じて得た額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>

## 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

人事院勧告に基づく期末手当の期別支給割合の改定に伴う改正

### 2 改正の内容

（第1条及び第2条）

人事院勧告に基づく職員の給与改定に準じ、飛騨市常勤の特別職職員の期末手当の期別支給割合について改正するもの（年間0.1月分引上げ）。（第5条関係）

区分	6月期	12月期	年間
現 行	1.975月	2.275月	4.25月
改 正 後 （第1条）	1.975月	<u>2.375月</u>	<u>4.35月</u>
改 正 後 （第2条）	<u>2.025月</u>	<u>2.325月</u>	4.35月

### 3 施行日 （第1条）公布の日（適用日：平成29年12月1日）

（第2条）平成30年4月1日